

下松市公式マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の宣伝又は広報に寄与するため、公式マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザイン（デザインから制作した立体物を含む。以下同じ。）の使用について、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 キャラクターの名称は、下松市公式マスコットキャラクター「くだまる」とする。

- 2 キャラクターは、登録第6211692号として商標登録されたものとする。
- 3 キャラクターの表現方法は、市長が別に定める図及び基準によるものでなければならない。

(使用の制限)

第3条 キャラクターのデザインは、その使用が次の各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあるときは、使用してはならない。ただし、第2号に該当するとき、又は該当するおそれがあるときであって、当該使用が本市の宣伝又は広報に寄与すると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 市の信用又は品位を害するとき。
- (2) 特定の個人、団体、法人（本市を除く。）又は印刷物、看板、Webページにおける使用、雑貨、食品その他の制作物（以下「商品等」という。）を宣伝し、広報し、支援し、又は推薦するとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するとき。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (5) 下松市暴力団排除条例（平成23年下松市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者の使用に供されるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(使用の申請)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者は、商品等ごとにマスコットキャラクターデザイン使用申請書（別記第1号様式）に企画書、申請者の概要が分かるもの及び当該商品等の見本等を添えて

市長に提出しなければならない。ただし、第2条第3項の市長が別に定める図及び基準による場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

2 前項の商品等の見本等の提出が困難な場合は、商品等の写真の提出をもって商品等の見本等の提出に代えることができる。

（使用の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、速やかに承認または、承認しないことを当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付すことができる。

（使用することができる期間）

第6条 キャラクターのデザインを使用することができる期間は、前条の規定により使用の承認を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までの範囲内で市長が定める期間とする。

（使用に係る料金）

第7条 キャラクターのデザインの使用に係る料金は、無料とする。

（遵守事項）

第8条 第5条第1項の規定によりキャラクターのデザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）及び同項ただし書の規定により承認を受けずにキャラクターのデザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的にのみ使用すること。
- (2) キャラクターのデザインに近接する部分に、名称を表記すること。
ただし、名称を完全に表記することが困難な場合は、市長の指定する方法によるものとする。
- (3) キャラクターのデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

- (4) 使用の承認を受けたキャラクターの表現方法を改変する行為をしないこと。
- (5) キャラクターのデザインに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

(変更の申請)

第9条 使用者は、第5条第1項の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、改めてマスコットキャラクターデザイン使用申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、マスコットキャラクターデザイン使用承認取消通知書（別記第2号様式）によりキャラクターのデザインの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する使用の制限に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 第8条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャラクターのデザインの使用が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりキャラクターのデザインの使用の承認を取り消した場合は、使用者に対し、当該取消しに係る商品等の回収を求めることができる。

(免責)

第11条 前条の規定により、キャラクターのデザインの使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。

(適用除外)

第12条 この要綱の規定は、キャラクターのデザインの使用が個人の使用にとどまる場合については、適用しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。